

# 1月定例農業委員会 会議録

令和2年1月21日

日 時 令和2年1月21日 16時00分開催  
開催場所 直島町役場2F小会議室(1)

出席者 (委員) 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 大山 一郎 ・ 和島 輝男 ・ 西岡 幸子  
(事務局) 豊田 壘  
荒木 慶悟 建設経済課長

署名委員 大山 一郎 ・ 和島 輝男

議 題 (1) 農地法第5条の規定による許可申請について  
(2) その他

西村会長	本日の署名委員は大山委員と和島委員にお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今月は、農地法5条関係の申請が1件出てきております。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>内容は、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんの農地を取得し、自己住宅を建てるため、所有権を移転するものです。</p> <p>土地の所在は、次のページにあるように〇〇〇〇にある畑1筆です。</p> <p>現地確認は、1月17日(金)に、会長と、和島さんと、大山さんで行っております。</p> <p>転用面積は、298㎡となります。</p> <p>利用計画は、次のページの土地利用計画図にあるように、平屋建ての住宅を建てる計画になっています。</p> <p>一般住宅の農地転用は、敷地面積が500㎡以下で、建築面積の割合が22%以上でなければなりません。敷地面積は、先ほども申しましたが298㎡で、500㎡以下のため、問題ありません。建築面積は図面にありますように、119.66㎡あり、割合にすると40.1%あり、22%を超えておりますので問題ありません。</p> <p>資金計画は、土地代、造成費、建築費を借入金で賄うものです。</p> <p>申請地は、宮浦港から約300mに位置していますので、第3種農地です。</p> <p>また、他法令により許認可等が必要なものではありません。</p> <p>転用に及んだ理由ですが、現在は社宅に居住していますが、子どもが生まれて手狭になり、地権者からも売却の承諾を得ることができたことから転用申請に及んだものです。</p> <p>被害防除計画も適正に計画されており、事務局としては許可相当と判断いたしますが、委員のみなさまのご審議をお願いいたします。</p>
西村会長	何か問題ありますか。
大山委員	特にないですね。
西村会長	〇〇〇〇さんの同意書が付いていますが、土地がありましたか。
事務局	宮ノ浦水利組合の同意書ということで、いただいております。
高田委員	〇〇〇〇の裏の通りのところですか。
和島委員	そうです。
高田委員	この通りは下水は通っていますか。
荒木課長	通っています。

西村会長	どうですか、皆さん。いいですか。
全委員	異議なし。
西村会長	他にありませんか。なければこれで終わります。皆さんご苦労様でした。

令和2年1月21日16時20分 閉会

直島町農業委員会

会 長

印

署名委員

印

署名委員

印